

# 彩和学園(小金台小学校・明治池中学校)いじめ防止・対策基本方針

令和6年3月19日改訂

## 1 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 校内組織

#### ①「こども支援委員会 生徒指導会議」

毎週1回ケース会議をもち、各学年の情報交換を実施し、学校としての方針のすり合わせを密に行う。また月1回、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

#### ②「こども支援委員会 いじめ防止対策会議」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当、スクールカウンセラーによる定例会議と、必要に応じて、学年主任、当該学級担任、特別支援コーディネーター等を含むケース会議をもつ。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒支援上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長・教頭に報告する。また状況によっては緊急こども支援委員会を開催し、迅速な対応を行う。さらに校長の指示により早急に支援体制をつくり対処する。

緊急こども支援委員会のメンバーは以下とする。

校内こども支援委員会の構成メンバー、PTA会長、富田林警察署、校区青少年指導員、学校協議会会長、及び状況に応じた諸機関担当者

## 2 いじめ解消の要件について

(1) いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

・ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

生徒の活動としてのいじめ防止運動を進め、児童生徒個々がいじめに対する正しい意識を持てるようにはたらきかける。

### ③環境美化

児童生徒の居場所づくりのために、校内の美化に努める。

(2) 児童生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・さまざまな学習機会に生活班や学習班を生かした展開を推進する。
- ・児童生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。
- ・児童生徒が主体的に取り組める行事をはじめとした特別活動においてどの生徒にも輝ける場面を設定する。

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

あらゆる学園生活場でソーシャルスキルトレーニングを意識的に行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育む。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

仲間と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学園行事や児童生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア「いじめはどの学級、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

イ おかしいと感じた児童生徒がいる場合には学年集団や生活生徒指導会議等の場において気付いたことを共有し、より多くの職員で当該児童生徒を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、職員が積極的に働きかけを行い児童生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、随時「教育相談活動」で当該児童生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「教育相談アンケート」を年3回行い、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめの防止や早期発見に努める。

オ 年1回の「学校生活アンケート」により、学園の全児童生徒の意識状況を把握しその後の人間関係づくりの教育活動の推進に役立てる。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対策・対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童生徒らにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学園内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を取りながら、指導を行っていく。

### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携を一層密にし、学園側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学園内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学園や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「悩みの電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口を利用する。

## 4 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 校内組織

#### ①「こども支援委員会 生活生徒指導会議」

毎週1回ケース会議をもち、各学年の情報交換を実施し、学園としての方針のすり合わせを密に行う。また月1回、全教職員で問題傾向を有する児童生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

#### ②「こども支援委員会 いじめ防止対策会議」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当（学年担任）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる定例会議と、必要に応じて、学年主任、当該学級担任、特別支援コーディネーター等を含むケース会議をもつ。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な児童生徒支援上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長・教頭に報告する。また状況によっては緊急こども支援委員会を開催し、迅速な対応を行う。さらに校長の指示により早急に支援体制をつくり対処する。

緊急こども支援委員会のメンバーは以下とする。

校内こども支援委員会の構成メンバー、PTA会長、富田林警察署、校区青少年指導員、学校協議会会長、及び状況に応じた諸機関担当者

## 5 いじめ解消の要件について

・いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

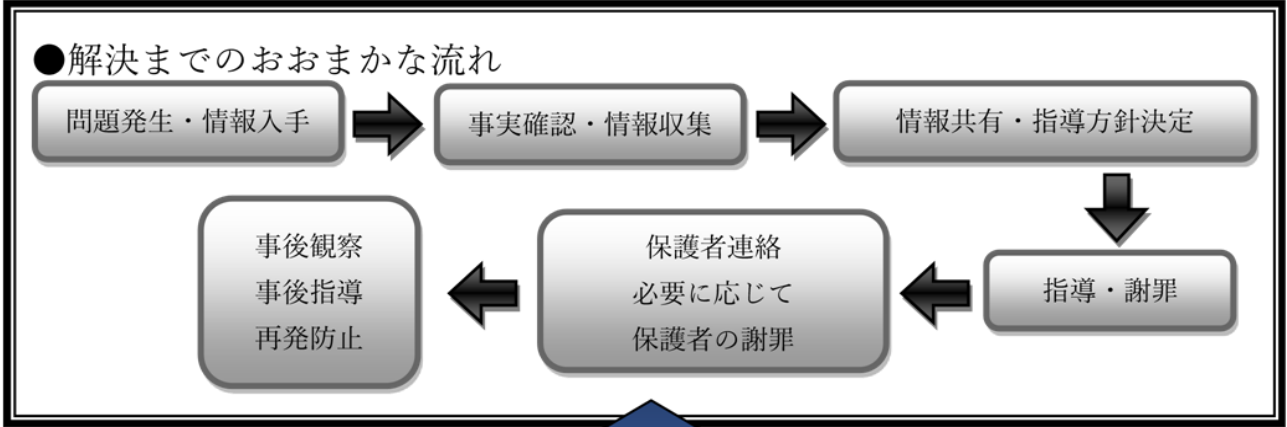
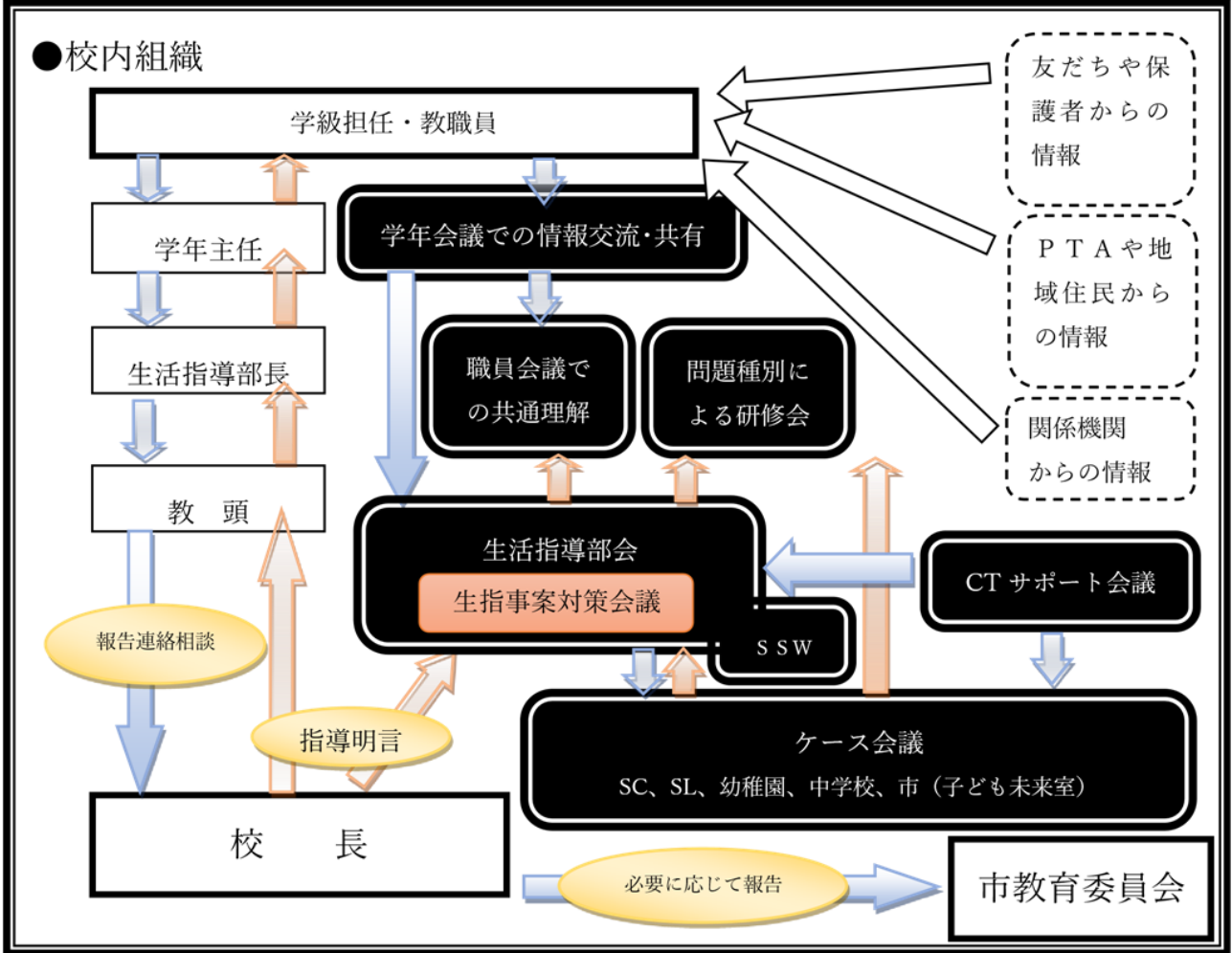
・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学園いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

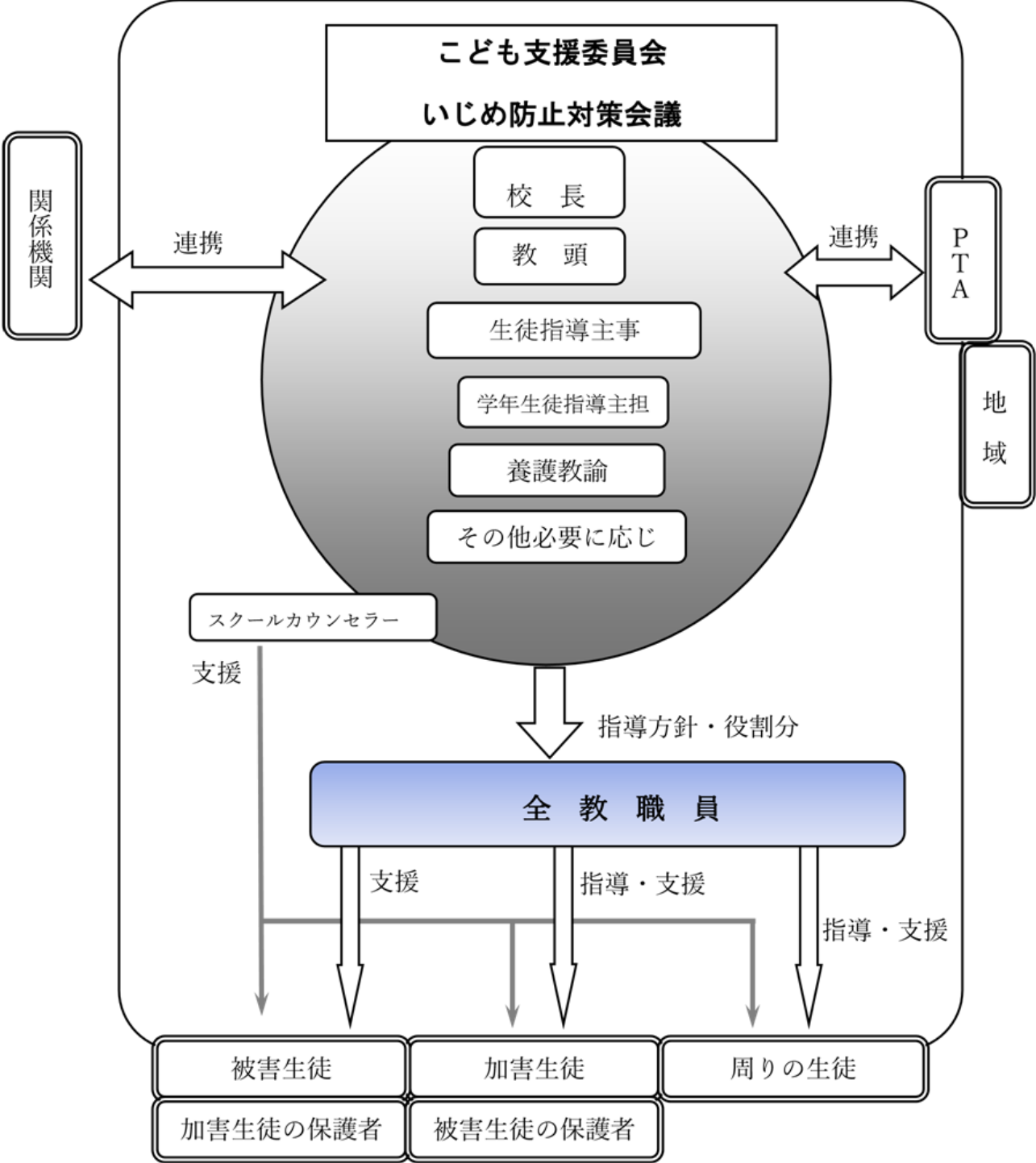
・ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめ未然防止・早期対応のための  
小金台小学校体制図



子どもとの関係づくり  
保護者との関係づくり  
チーム小金台小学校  
子どもに自己有用感と自尊感情と他者理解

いじめ未然防止・早期対応のための  
明治池中学校体制図



◎重大事案への対応フロー

0. 重大事象とは

児童や保護者からいじめにより下記のような事態に至ったという申立てがあった  
 ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（例：自殺を図った場合）②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき  
 ※（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）

1. 重大事象の発生

2. 事象を市教委へ報告

3. 市教委が調査主体を判断



4. 市教委が調査主体となるとき

市教委の指示のもと、資料の提出など調査に協力する



4. 学校が調査主体となるとき（市教委の指導・助言のもと、以下の対応に当たる）

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、市教委に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢で臨む。

● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告）する。

※ 関係者の個人情報に十分配慮すること。

※ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

※ 調査結果から、必要に応じて市教委指導主事の派遣による学校支援や、子どもの心のケアのために心理や福祉の専門家の派遣依頼、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の派遣依頼等を行う。

※ 保護者、地域等に対する情報提供を行う。

# 明治池中学校 いじめ発見対応フロー図

## いじめの情報・訴え

### 1. 即時にチーム対応

事実確認・情報収集

迅速な対応

- ①被害者から
- ②被害者の保護者から
- ③その他の情報提供者から
- ④全教職員から
- ⑤いじめた側の生徒から

解決困難なケースは市教育委員会や関係諸機関と連携し対応を

いじめと思えない場合

いじめと言える場合

### 2. 解決に向けた適切かつ誠実な対応

保護者との関係

- ①1人で判断しない。情報を集めてチーム対応
- ②いじめを訴える生徒の話を否定せず教育相談を継続
- ③継続的な行動観察と援助

- ①いじめられる生徒の安全確保と継続的な援助
- ②いじめをする生徒への指導援助
- ③恐喝・暴行は警察と連携

いじめている側がいじめを否認

- ①いじめという言葉を使わずにどのような行為をしたのかを確認
- ②その行為が相手にとって辛いものであることを納得させ、その行為を止めさせる

いじめている側が謝罪を受け入れない

第三者機関と連携し継続的指導  
法的対応も検討していく

謝罪

- ①いじめている生徒から被害を受けていた生徒に謝罪させる
- ②いじめている生徒とその保護者から被害を受けていた生徒とその保護者に謝罪させる

- ①目に見える指導(出席停止・加害生徒別室指導・全校生徒への説明指導)
- ②いじめを繰り返さないための配慮
- ③役割分担による校内巡回など(状況に応じた継続指導)

### 3.トラブルから学ぶ

## 明治池中学校 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

いじめ防止対策会議で、いじめの疑いに関する情報収集と記録・情報共有を図る。  
いじめの事実確認を行い、結果を市(教育委員会)へ報告する。

### 聞き取り調査から「重大事態の発生」

市(教育委員会)へ重大事態の発生を報告する。

※「重大事態」とは

①生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑い(生徒が自死を図った場合等)

②相当期間、学校欠席を余儀なくされている疑い

(年間30日を目安 一定期間連続欠席の場合等は迅速に対応)

生徒・保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てがあった場合も準じる

### 市(教育委員会)が重大事態の調査主体を判断

「市」が調査主体の場合

「学校」が調査主体の場合 ※市の支援下で以下の対応を推進

1. 学校の下に、重大事態の調査組織「いじめ特別対応委員会」を設置  
☆いじめ防止対策会議を母体に第三者の有識者等の専門家の参画を求める。
2. 特別対応委員会で事実関係を明確にするための調査実施  
☆いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確化する。  
(因果関係の特定を急がず、「客観的事実関係」を速やかに調査)  
☆学校側に不都合な事態があっても、事実を誠実に向き合う。  
☆先行調査に加えて、調査資料の再分析や、新たな再調査もいとわず実施する。
3. いじめ被害生徒・保護者に対して情報を適切に提供  
☆調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。  
(状況に応じた適時・適切な方法で、経過報告を実施)  
☆関係者の個人情報に十分に配慮する。④いたずらに個人情報を楯にしない。  
☆調査アンケートは、被害生徒・保護者に提供する場合があることを念頭に、  
調査前に、その旨を調査対象生徒・保護者に説明しておく。
4. 調査結果を市(教育委員会)に報告  
☆いじめ被害生徒・保護者が希望する場合は、被害生徒・保護者の所見文書の提供を受け報告に添付する。
5. 調査結果を踏まえた必要な措置実施

市(教育委員会)の指示の下、資料の提出等調査に協力



## 「令和6年度 彩和学園小金台小の取組み概要」

### ◎取組み姿勢

「いじめは絶対許さない」「早期発見、早期対応、早期解決」

### ◎令和6年度 年次計画

月	主な取組み内容		
4月	集団づくり(学年開き)	道徳(仲間の大切さ)	
5月	集団づくり(運動会に向け)		・毎週「いじめ対策会議」の実施 ・「悩み相談箱」の常時設置と活用
6月	集団づくり(校外学習に向け)	道徳(命の大切さ)	
7月	生活アンケート、カウンセリング		
8月			
9月	集団づくり(宿泊学習に向け)		
10月	集団づくり(学校行事に向け)		
11月	生活アンケート、カウンセリング		
12月	集団づくり(新年の目標)	道徳(夢、希望)	
1月			
2月	生活アンケート、カウンセリング		
3月	集団づくり(次年度に向け)		

明治池中学校いじめ防止対策年間計画					
	1年	2年	3年	学校全体	PDCA
4月	生徒・保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  生徒会によるいじめを考える話し合い活動 生徒個人票からの生徒状況の集約 悩みアンケート実施  家庭訪問	生徒・保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  生徒会によるいじめを考える話し合い活動  悩みアンケート実施  家庭訪問	生徒・保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知  生徒会によるいじめを考える話し合い活動  悩みアンケート実施  家庭訪問	第1回いじめ防止対策会議 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 悩み相談箱の周知  全体研修 (家庭訪問の情報検討)	年度当初計画修正  周知取組  取組進展チェック及び評価  修正計画方針提出
5月	校外学習(コミュニケーション能力の育成) カウンセリング週間	宿泊学習(コミュニケーション能力の一層の育成) カウンセリング週間	カウンセリング週間	第2回いじめ防止対策会議 (加判リグからの分析検討)	
6月			修学旅行(コミュニケーション能力の醸成)		
7月					
8月	期末懇談週間 (家庭での様子・変化の把握)	期末懇談週間 (家庭での様子・変化の把握)	期末懇談週間 (家庭での様子・変化の把握)	期末懇談からの全体情報交換及び事例研究  上半期のいじめ状況確認検討 第3回いじめ防止対策会議 (状況報告と取組みの検証)	情報収集 対応模擬 実践  取組進展 チェック 評価
9月				教職員間による公開授業 9月～11月に実施(年6回) (わかる授業づくりの推進)	修正計画
10月	体育大会 (共感共有を学ぶ)	体育大会 (共感共有の深化)	体育大会 (共感共有を熟成)		各行事の実践
11月	ミュージックフェスタ (仲間との連携育成)	ミュージックフェスタ (仲間との連携深化)	ミュージックフェスタ (仲間との連携強化)	全体研修(行事を経ての状況報告と取組みの検証)  第4回いじめ防止対策会議 (加判リグからの分析検討)	課題チェック  検討評価 修正計画
12月	悩みアンケート実施 カウンセリング週間  校外学習 (協働・協調を学ぶ)	悩みアンケート実施 カウンセリング週間  校外学習 (協働・協調を学ぶ)	悩みアンケート実施 カウンセリング週間  校外学習 (協働・協調を学ぶ)	期末懇談からの全体情報交換及び事例研究  第5回いじめ防止対策会議 (加判リグからの分析検討及び年間の取組みの検証)	取組実践  チェック 評価
1月					
2月	悩みアンケート実施 カウンセリング週間	悩みアンケート実施 カウンセリング週間	悩みアンケート実施 カウンセリング週間		
3月	お別れ会 (仲間との連携強化)	お別れ会 (仲間との連携強化)	お別れ会 (仲間との連携強化)	総括会議(子ども支援委員会 いじめ防止対策会議部から 反省と展望)	次年度方針計画